





生産性向上・働き方改革を進めたい

川崎市の生産性向上・働き方改革支援

川崎市は市内中小企業の実業性向上と働き方改革を支援します！

- 人手不足が市内の多くの企業にとって深刻な課題となっている中、良い人材を確保し、スキルを身につけて定着してもらうためには、売り上げを確保して賃金も利益も確保する経営を目指すとともに、従業員にとって魅力ある職場づくりを進める必要があります。
- このため、人手不足を課題とする幅広い業種の市内中小事業者等を対象に、ICTの活用による業務の効率化などの生産性向上の取組や、従業員の育成などの取組を支援します。
- また、生産性の向上や従業員にとって魅力ある職場づくりを進める中小企業に対しては、人材確保のための取組への支援を行います。

生産性向上・働き方改革の支援メニューの活用イメージ

 飲食サービス業	 卸売業・小売業	 製造業	 運送業
従業員やアルバイトのシフト管理や勤怠管理の効率化を図るITツールを導入し、シフトは一目瞭然、作業時間は大幅削減。	商品の在庫管理を一括データ化。業務効率の改善を後押しし、多店舗との連携も迅速に。	社員間のコミュニケーションを促進する社内研修の開催により、社員間の業務の見える化につながり、業務効率化にも寄与。	若手社員の採用を目指し、高校生の意見を取り入れた会社案内やPR動画を作成。会社の魅力を効果的に情報発信。

生産性向上促進事業支援補助金

生産性向上チャレンジ支援

市内において、主にソフト的な取組や簡易的なITツールの導入等による働き方改革・生産性向上に関する取組に要する経費を支援します。

対象	市内に事業所を有して1年以上事業を営む中小事業者等
補助上限額	50万円
補助率	1/2以下

補助対象経費	内容
設備導入費	機械装置、工具・器具、ソフトウェア等の購入に要する経費
クラウド等利用料	導入するソフトウェアのクラウド、システム、メールサーバー等の使用料
保守・サポート費	導入設定、マニュアル作製、導入研修、セキュリティ対策等に要する経費
その他経費	その他市長が必要と認める経費

※ 「その他市長が必要と認める経費」とは補助対象事業に係る「消耗品費」、「雑役務費」の諸経費を指します。

先端設備等実践導入支援

市内において、主に設備（ハード）導入等による働き方改革・生産性向上に関する取組に要する経費を支援します。

対象	市内に事業所を有して1年以上事業を営む中小事業者等
補助上限額	100万円
補助率	1/2以下

補助対象経費	内容
設備導入費	機械装置、工具・器具、ハードウェア等の購入に要する経費
特許等利用料	特許・実用新案等を他の事業者から譲渡又は実施許諾（ライセンス料含む）に要する経費
設計・工事費	既存設備の更新又は既存設備の改造を行う際の設計・工事に要する経費
保守・サポート費	導入設定、マニュアル作成、導入研修、セキュリティ対策等に要する経費
専門家指導費	外部から技術指導を受ける場合に要する経費
運搬費	機械装置、工具・器具等購入の配送・設置等に要する経費
その他経費	その他市長が必要と認める経費

※ 「その他市長が必要と認める経費」とは補助対象事業に係る「消耗品費」、「雑役務費」の諸経費を指します。

川崎市経済労働局企画課 TEL044-200-2332 / FAX044-200-3920

川崎市 生産性 補助金

生産性向上・働き方改革の支援メニューでの中小事業者等の定義

	業種・組織形態	資本金	従業員
右記以下の場合（個人事業主を含む）	製造業 建設業 運輸業	3億円	300人
	卸売業	1億円	100人
	サービス業(ソフトウェア業 情報処理サービス業 旅館業を除く)	5000万円	100人
	小売業	5000万円	50人
	ゴム製品製造業 (自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	3億円	90人
	ソフトウェア業 又は 情報処理サービス業	3億円	300人
	旅館業	5000万円	200人
	その他の業種(上記以外)	3億円	300人
組合関連	企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会等		
その他の法人	医療法人、社会福祉法人※1 特定非営利活動法人※2		

※1 資本金・従業員規模の一方がサービス業に記載の数値以下のもの

※2 資本金・従業員規模の一方が法人の主たる業種に記載の数値以下のもの

中小企業等人材育成・確保支援事業補助金

人材育成のための取組への補助

生産性向上等に向け、中小企業等の経営者又はその従業員が必要な技術、技能又は知識の習得を図るために必要な各種研修制度の受講等に要する経費を支援します。

対象 市内に事業所を有して1年以上事業を営む中小事業者等

補助上限額 **20万円**

補助率 **1/2以下**

補助対象経費	内容
旅費	従業員の研修機関等への派遣に要する交通費
専門家謝礼	社内研修の講師等への謝礼
研修受講料	外部機関等で開催される講習会の受講料 ※1
会場借上費	外部施設を利用した社内研修等の開催のための会場借上費
機械器具使用料	社内研修等の開催にあたっての外部施設での備品使用料等
その他経費	その他市長が必要と認める経費 ※2

※1 外部研修は研修終了時に研修主催者から受講修了証等の受講を証明できる書類が必要となります。また、研修受講料には検定料も含むこととしますが、同一の従業員1名につき受験する級において各1回を限度とします。

※2 「その他市長が必要と認める経費」とは補助対象事業に係る「消耗品費」、「雑役務費」の諸経費を指します。

人材確保のための取組への補助

生産性向上や働き方改革に取り組む市内中小企業の人材確保を支援するため、就職フェアへの出展や、就職希望者に自社をPRするための動画やパンフレット等の製作に要する経費を支援します。

対象 市内に事業所を有して1年以上事業を営む中小事業者等

補助上限額 **20万円**

補助率 **1/2以下**

補助対象経費	内容
外部委託料	広報物の製作等に関する外注費
出展小間料	就職フェア等のイベント出展費
会場借上費	求職イベント等を主催する際の外部施設の会場借上費
機械器具使用料	求職イベント等の開催にあたっての外部施設での備品使用料等
その他経費	その他市長が必要と認める経費 ※

※ 「その他市長が必要と認める経費」とは補助対象事業に係る「消耗品費」、「雑役務費」の諸経費を指します。

川崎市経済労働局企画課 TEL044-200-2332 / FAX044-200-3920

川崎市 人材 補助金

生産性向上・働き方改革を進めたい

生産性向上・働き方改革モデル創出事業

市内企業の生産性向上・働き方改革の実現に向け、多くの市内企業に展開できる「生産性向上・働き方改革モデル」を創出するために、具体的なモデル作りの取組を実施する事業の企画提案を募集します。

市内中小事業者等の単独の取組だけでなく、業界団体や民間事業者等がそのネットワークを活用して複数の市内中小事業者等に展開する事業も支援します。

モデル事業費 **上限 200万円/1件** (事業費全体として上限を超えても可)

- 本事業全体の予算額を踏まえ、採択された事業内容に応じて調整させていただく場合があります。
- モデル事業費の支払い対象については事業遂行に必要な経費しか認められませんが、目的が明確な費用であれば、基本的に事業費として計上できる範囲を限定しません。
- 人件費については、モデル事業費の対象にはなりません。

平成30年度モデル事業採択企業

補助対象経費	対象業種	事業名
株式会社KMC	製造業	川崎発 つながる町工場「中小製造業IoTプラットフォームプロジェクト」
株式会社VUILD design & management	全業種	【見える化マネジメント】による【真の働き方改革】で高収益企業へ
インブルーム株式会社	全業種	川崎ママと川崎企業をつなぐ「かわさき動くママプロジェクト」
木所農園	農林業	野菜無人販売機のIoT化による生産性向上と働き方改善への取組

経済労働局企画課 TEL044-200-2332 / FAX044-200-3920

設備強化支援資金

中小事業者の設備投資を一層支援するため、設備強化支援資金の保証料補助等を以下のとおり拡充しました。新たな設備の設置や老朽化した設備の更新などに取組む中小事業者の方々の、長期・固定金利の融資で応援します。

平成30年10月からの拡充内容

- 設備強化支援資金の保証料補助割合UP **1/4 →1/2**
- 川崎市信用保証協会が保証料 一律年**0.2% 引下げ**(有担保及び会計参与設置による割引込み)
- 補助対象金額の**上限**(当該資金における債務残高5,000万円まで)**撤廃**

	内 容
対 象	中小事業者、協同組合等
資 金 使 途	設備資金
融 資 限 度 額	(中小事業者)2 億円、(協同組合等)4 億円
融 資 期 間	15 年以内(据置期間1 年以内を含む)
融 資 利 率	5 年以内 …… 年1.8% 5 年超10 年以内 …… 年2.0%以内 10 年超 …… 年2.4%以内 又は制度所定変動金利(短プラ+0.7%以内)
信 用 保 証 料 率	信用保証料率0.025% ~0.750%(市助成及び保証協会引下げ後)

*ご利用に際しては、取扱金融機関、川崎市信用保証協会の審査が必要です。 *融資の申し込みは取扱金融機関の融資窓口等で承ります。
*本市の融資制度は、本市が川崎市信用保証協会及び取扱金融機関と協調して行っています。

川崎市経済労働局産業振興部 ●金融課 TEL044-544-1846/ FAX044-544-3263 ●中小企業溝口事務所 TEL044-812-1112 / FAX044-812-2075

専門家の無料派遣相談

生産性向上や働き方改革に取り組みたいが何に取り組めばよいかわからない方や業務効率のためにシステム導入を検討している方など、課題や状況に応じた専門家(IT専門家、社会保険労務士、中小企業診断士等)を無料で派遣し支援します。

人材確保への対応

生産性の向上

職場環境の改善

経済労働局企画課 TEL044-200-2332 / FAX044-200-3920

先端設備等導入計画の認定

「先端設備等導入計画」は生産性向上特別措置法において措置された、中小企業・小規模事業者等が、設備投資を通じて労働生産性の向上を図るための計画です。川崎市の導入促進基本計画に沿う市内の中小事業者等からの導入計画申請を受付けています。

先端設備等導入計画

- 対象者 中小企業等経営強化法第2条第1項に定める中小企業者
- 主な要件

	内 容
計 画 期 間	3年間、4年間又は5年間
労 働 生 産 性	計画期間において、基準年度(直近の事業年度末)比で労働生産性が年平均3%以上向上すること
先端設備等の種類	機械装置、測定工具及び検査工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウェア
計 画 内 容	●「川崎市導入促進基本計画」に適合するもの ●先端設備等の導入が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること ●認定経営革新等支援機関において、事前確認を行った計画であること

認定により受けられる支援措置

- 認定を受けた先端設備等の固定資産税を3年間減免(ゼロ)
- 民間金融機関の融資に対する信用保証に関する支援
- 国の補助金採択における加点措置(ものづくり補助金、持続化補助金等)

固定資産税減免の申請要件

- 対象者 資本金1億円以下の法人、従業員数1,000人以下の個人事業主等のうち、先端設備等導入計画の認定を受けたもの(大企業の子会社を除く)

- 主な要件 生産性が旧モデル比で年平均1%以上向上する下記の設備

【計画認定申請】川崎市経済労働局産業振興部工業振興課 ものづくり・ICT支援係
TEL044-200-2324 / FAX044-200-3920

【固定資産税減免申請】川崎市財政局税務部資産税管理課 家屋・償却資産係
TEL044-200-2223 / FAX044-200-3876

	最低取得価額	販売開始時期
機 械 装 置	160万円以上	10年以内
測定工具・検査工具	30万円以上	5年以内
器 具 備 品	30万円以上	6年以内
建 物 附 属 設 備	60万円以上	14年以内

「かわさき☆えるぼし」認証制度

市内中小企業の中から、女性の活躍推進、ワーク・ライフ・バランスの推進に積極的に取り組んでいる企業を、「かわさき☆えるぼし」認証企業として認証します。(募集は年1回)

認証されると、認証マークの名刺等での使用や市ホームページ等での取組紹介、公共調達の入札等において利用する主観評価項目の付与などのメリットがあります。



川崎市市民文化局 人権・男女共同参画室 TEL044-200-2300 / FAX044-200-3914

かわさき☆えるぼし

検索

「働き方改革」による中小企業活性化プロジェクト

市内中小企業における多様な勤務形態の導入・多様な人材活用など「働き方改革」への取組を支援し、働きやすい環境づくりと中小企業の人手不足の解消を図ります。

平成31年度予定

- 相談窓口の設置 ●専門アドバイザーの派遣
- 啓発セミナーの実施 ●モデル事業の実施

川崎市経済労働局労働雇用部
TEL044-200-3653 / FAX044-200-3598



働き方改革取組事例集の発行

平成31年1月に取組事例集を発行しました。平成30年度に「川崎中小企業働き方改革モデル企業」に選定された5社をはじめとする市内中小企業の「働き方改革」に関する取組を紹介しています。

働き方改革取組事例集▶

